

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（**同意雇用開発促進地域等**）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和6年度に北海道が実施する**地域活性化雇用創造プロジェクト事業**（以下、「地プロ事業」。）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する**同意雇用開発促進地域等**に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給（基本支給+上乘せ支給）の対象となることが出来ます。

●基本支給：地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) [厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

助成額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の雇い入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)へ

●対象地域

振興局	※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等
空知	なし
石狩	石狩市（旧厚田郡厚田村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
後志	なし
胆振	なし
日高	なし
渡島	函館市（旧亀田郡戸井町、旧同郡恵山町、旧同郡榎法華村、旧茅部郡南茅部町の区域）、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上川	なし
留萌	羽幌町(焼尻島、天売島の区域)
宗谷	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	なし
十勝	なし
釧路	厚岸町（小島の区域）
根室	なし

※指定地域：25市町村【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域】

●特例支給（上乘せ支給額）

地プロ業種
上乘せ支給

**(例)50万円/人×3人
= 150万円**

基本支給額（最大3回）に加え、初回のみ上乘せ支給を受けられます

※特例支給は、対象となる業種等の条件があります。

※1事業所あたり20人が上乘せ支給の上限人数

地域活性化雇用創造プロジェクト事業に参加すると
道内全域に拡大